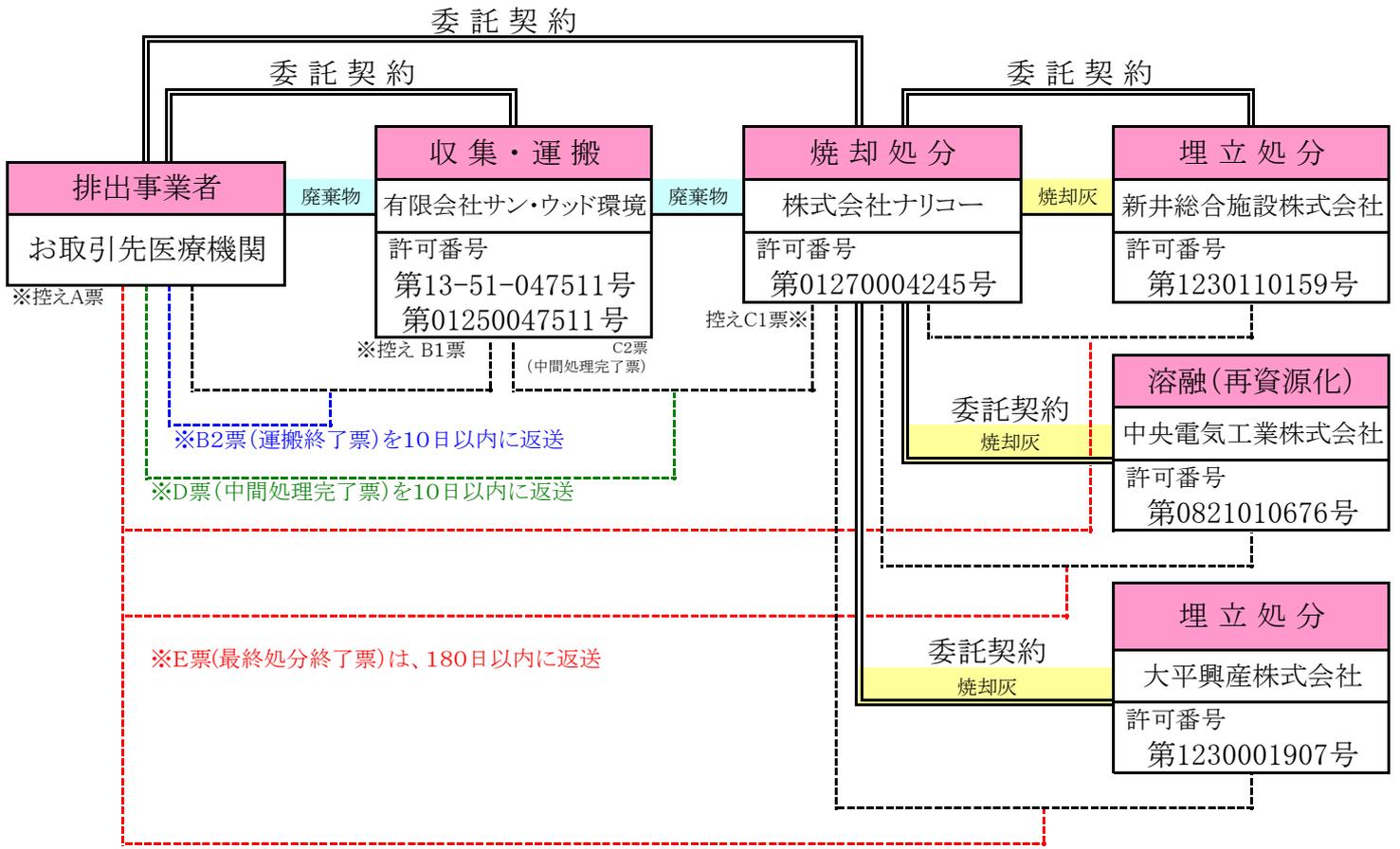


感染性廃棄物のフローの概要

【中間処分先 ナリコーの場合】



※マニフェストの流れを上記に記載(A票・B1票・B2票・C1票・C2票・D票・E票)

※排出事業者の手元に残るマニフェスト(A票・B2票・D票・E票)5年間保存する。

〈収集運搬業者〉 株式会社 サン・ウッド環境
 本社 千葉県山武市戸田53番地25

〈中間処理業者〉 株式会社 ナリコー
 本社 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331
 ナリコークリーンセンター 千葉県成田市十余三字天神峯214-62

〈最終処分業者〉 株式会社 新井総合施設
 本社 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
 君津環境整備センター 千葉県君津市怒田字花立643番地

株式会社 中央電気工業
 本社 新潟県妙高市大字田口272番地
 鹿島工場 茨城県鹿嶋市大字光4番地

株式会社 大平興産
 本社 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
 大塚山処分場 千葉県富津市高溝字左り沢395-1、396-1